

## FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成審査会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成要綱(以下、「要綱」という。)第10条に定める審査会に関し、必要な事項を定める。

### (審査会の業務)

第2条 審査会は、本助成の主旨に鑑み、別表1に定める審査項目について、別表2に定める評価基準に基づき審査を行い、審査会案を作成する。

### (審査会の構成)

第3条 審査会は、事務局、福岡市経済観光文化局文化振興課長及び専門審査員で構成する。

### (専門審査員)

第4条 専門審査員は、本市における文化芸術の振興の発展に寄与する活動経験がある者の中から、理事長が委嘱する。

- 2 専門審査員の任期は、当該年度の募集開始から3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 専門審査員が欠けた場合は、補欠の専門審査員を委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前各号の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

### (開催時期)

第5条 審査会は、必要に応じて開催する。

### (事務局)

第6条 審査会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人福岡市文化芸術振興財団事務局事業課におく。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほかに、助成金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表1

### (1) 共通項目

①	助成の対象となる団体・個人か
②	助成の対象となる活動か
③	助成の趣旨・目的に合致する活動内容か

### (2) 提案内容審査項目

	項目	評価の視点	配点
①	企画性	・多くの市民の鑑賞が見込まれる活動か	20
②	適合性	・実施分野の特性に応じた鑑賞サポートとなっているか ・対象となる障がい特性を想定した支援内容となっているか	10
③	実効性	・鑑賞サポートの質を担保する体制があるか ・支援数、機器数などが想定する必要数に対して妥当か	10
④	波及性	・鑑賞サポートの普及、発展につながる取り組みか	10

## 別表2

### (1) 共通項目の評価基準

評価区分	評価基準
○	助成対象活動として差し支えない
×	助成対象活動には該当しない

### (2) 助成の種類別項目の評価基準

評価区分	評価基準
5点	高く評価できる
4点	ある程度評価できる
3点	普通程度である
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

※得点は、各項目の配点に応じて、評価点に所定の係数を乗じて算出するものとする。

配点10点の項目は「評価点×2」、配点20点の項目は「評価点×4」により得点を算出する。